

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1026 号（諮問第 1697 号）

件名：愛知県行政文書管理規程等の開示決定に関する件

1 開示請求

平成 31 年 4 月 4 日、令和元年 9 月 27 日、同年 10 月 9 日及び同月 25 日

2 原処分

令和元年 5 月 17 日、同年 10 月 23 日及び同年 11 月 8 日（開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 1 欄に掲げる開示請求に対し、同表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示とした。

3 審査請求

令和元年 5 月 21 日、同年 10 月 25 日及び同年 11 月 12 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 8 月 18 日

5 答申

令和 4 年 11 月 29 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書を特定して開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「開示請求に係る行政文書の特定に誤りがある。」等と主張していることから、別表の 1 欄に掲げる各請求に対して同表の 2 欄に掲げる各文書を特定した実施機関の文書特定に誤りが

あるか否かについて、以下検討する。

(3) 本件行政文書の特定について

ア 別表の1欄に掲げる請求1（以下「請求1」という。同欄に掲げる請求2以下も同様とする。）について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件開示請求は、「文書管理について法務文書課が各課に指導をするに当たっての根拠規定」、「文書の管理、保管、廃棄の一連の流れが具体的に分かる文書」及び「未処理文書の取り扱いについて分かる文書」を請求しているものと解される。

当審査会において文書1の内容を確認したところ、文書1は、法務文書課が所管している訓令である「愛知県行政文書管理規程」であり、法務文書課が行政文書の管理を含めた文書事務について各課に指導する際の根拠規定となる文書であることから、請求1の内容に合致する文書であることが認められた。

当審査会において文書2の内容を確認したところ、文書2は、法務文書課で作成している「文書事務の手引」から第1章文書事務を抜粋したものであり、行政文書の管理を含めた文書事務に関する一連の流れが具体的に記載されている文書であることから、請求1の内容に合致する文書であることが認められた。

当審査会において文書3の内容を確認したところ、文書3は、平成31年3月8日付けで愛知県総務部長（当時）から各課長宛てに発信された通知であり、総合文書管理システム上で決裁後処理等がなされないまま滞留している未完結文書について、速やかに処理を完結することを求める文書であることから、請求1の内容に合致する文書であることが認められた。

イ 請求2について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件開示請求は、愛知県公文書館が電子データで保管している写真や画像等が含まれる行政文書のうち、作成日時が最も古い文書から順に10件分を請求しているものと解される。

当審査会において文書4から文書13までの内容を確認したところ、文書4から文書13までは、電子データで保管している写真や画像等が含まれる行政文書であり、作成日時が最も古い文書から順に10件分を特定したものであるとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はないことから、請求2の内容に合致する文書であることが認められた。

ウ 請求3について

当審査会において文書14の内容を確認したところ、文書14は、法務文書課で作成している「愛知県行政文書管理規程の解説」のうち、第2

条関係（定義）1 及び 2 に係る部分を抜粋したものであり、行政文書の定義等について記載されていることから、請求 3 の内容に合致する文書であることが認められた。

エ 請求 4 について

当審査会において文書 15 の内容を確認したところ、文書 15 は、法務文書課が行った行政文書の不開示決定に対する審査請求について、愛知県情報公開審査会に対して諮問を行った際の決裁文書であり、この文書により法務文書課に対する開示請求に係る審査請求の処理状況が分かることから、請求 4 の内容に合致する文書であることが認められた。

オ 実施機関によれば、念のため文書 1 から文書 15 までの他に請求 1 から請求 4 までの内容に合致する文書を探索したが、請求内容に合致する文書は存在しなかったとのことであり、これらのことからすれば、文書 1 から文書 15 までの他に特定すべき文書は存在しないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、本件開示請求について本件行政文書を特定したことに誤りはない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の特定については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求内容	2 行政文書の名称等	3 決定	4 審査請求年月日
<p>請求 1</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政文書管理規定の執行、施行状況がわかる文書 適切、不適切事例（現在管理しているもの） 	<p>文書 1 愛知県行政文書管理規程（平成 16 年愛知県訓令第 4 号）</p> <p>文書 2 文書事務の手引のうち第 1 章文書事務</p> <p>文書 3 総合文書管理システムの未完了文書の処理について（平成 31 年 3 月 8 日付け 30 法文第 1918 号）</p>	<p>令和元年 5 月 17 日 付け 31 法 文第 194 号</p>	<p>令和元年 5 月 21 日</p>
<p>請求 2</p> <p>公文書館に対する開示請求</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政文書として管理しているイメージの電子データ（作成時期が古いものから 10 件） 	<p>文書 4 平成 24 年度 愛知県公文書館企画展「三河案内ー公文書館資料で知る三河ー」（ちらし・企画展解説書）</p> <p>文書 5 平成 25 年度 愛知県公文書館企画展「尾張藩と明治維新ー所蔵文書にみる藩士たちー」（ちらし・ポスター・企画展解説書）</p> <p>文書 6 平成 25 年度 古文書コーナー展示資料</p> <p>文書 7 平成 26 年度 愛知県公文書館企画展「あいちの道」（ちらし・ポスター・企画展解説書）</p> <p>文書 8 平成 26 年度 古文書コーナー展示資料</p> <p>文書 9 平成 26 年度 愛知県公文書館だより</p>	<p>令和元年 10 月 23 日付け 31 公文第 79 号</p>	<p>令和元年 10 月 25 日</p>

	<p>文書 10 平成 27 年度 愛知県公文書館 企画展「明治期愛知の広告と博 覧会」(ちらし・ポスター・企 画展解説書)</p> <p>文書 11 平成 27 年度 古文書コーナー 展示資料</p> <p>文書 12 平成 27 年度 愛知県公文書館 だより</p> <p>文書 13 平成 28 年度 愛知県公文書館 企画展「開館 30 周年記念特別 展 厳選！公文書館の逸品」 (ちらし・ポスター・企画展解 説書)</p>		
<p>請求 3 法務文書課に対する 開示請求 ・行政文書の定義、 判断基準(各実施機 関、年度ごと)</p>	<p>文書 14 「愛知県行政文書管理規程の 解説」のうち、第 2 条関係(定 義) 1 及び 2 に係る部分</p>	<p>令和元年 11 月 8 日 付け 31 法 文第 991 号</p>	<p>令和元年 11 月 12 日</p>
<p>請求 4 法務文書課に対する 開示請求 ・審査請求に対して 不服審査の進行状況 がわかる文書</p>	<p>文書 15 行政文書の不開示決定に係る 審査について(諮問)(平成 27 年 11 月 20 日付け 27 法文第 1687 号)</p>	<p>令和元年 11 月 8 日 付け 31 法 文第 992 号</p>	<p>令和元年 11 月 12 日</p>